

A

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
レンタカー借上	業 輸 - 7	
	作 成	令和8年9月14日
	作成部隊等名	第1師団司令部第3部総括班

1 総則

本仕様書は、レンタカーの賃貸借について期間、数量及び仕様等必要な事項について規定する。

2 一般仕様書

仕様書に疑義のある場合、事前に申し出て、疑義を解決した後に着手するものとする。

3 期間

令和8年10月1日（木）0900から令和8年10月30日（金）1800

4 店舗・地域

4.1 借用店舗

契約相手方所在地（練馬駐屯地から10キロ圏内）

4.2 返却店舗

契約相手方所在地（練馬駐屯地から10キロ圏内）。

4.3 利用予定地域

東京都内（東京都島しょ地域含む。）

5 車種及び台数

5.1 普通四輪自動車 7～8人乗りミニバンタイプ（アルファード相当） 1台

5.2 普通四輪自動車 7～8人乗りワゴンタイプ （ハイエース相当） 3台

5.3 記載する規格の車種が確保できない場合は、類似車種で対応可能

6 借上に関する条件

6.1 賃借料は、請求書による後払いとする。

6.2 借上車両は、カーナビゲーションシステムを搭載した車両とする。

6.3 契約金額には、車両の賃貸借料金、燃料費（予定走行距離300km）、保険及び免責金額を含むものとする。

6.4 島しょ地域での使用を予定しているため、船便の運行状況によっては借上期間が延長される可能性がある。

6.5 上記の条件以外については、協議の上決定する。

7 保険補償額

7.1 借上車両には、自動車損害賠償責任保険のほか、次の保険補償内容を最低限具備していること。

7.2 対人補償 1名につき無制限（自賠責3,000万円を含む）

7.3 対物補償 1事故につき無制限（免責額0円）

7.4 車両補償 1事故につき時価額（免責額0円）

7.5 人身傷害補償 搭乗者1名当たり5,000万円を限度

7.6 ノンオペレーションチャージ 免除

8 その他

落札業者の整備不備により故障または損傷のあった場合、官側の要求に基づき速やかに処置を講ずるものとする。

9 細部調整先

第1師団司令部第3部 総括班 1等陸曹 安藤 孝

陸上自衛隊練馬駐屯地：03-3933-1161（内線 2233）

10 現地調整先

第1師団司令部第3部 防衛班 2等陸曹 金刺 俊之

陸上自衛隊練馬駐屯地：03-3933-1161（内線 2757）

部 隊 名：第 1 音 楽 隊
作 成 者：2 曹 那 良 香 菜
作成年月日：令和 8 年 8 月 3 1 日

仕 様 書 （令和 8 年度仕様書第 6 号）

品 名	B♭クラリネット修理
規 格	バランス調整
単 位	P C（本）
数 量	1

1 総則

本仕様書は、陸上自衛隊練馬駐屯地において使用する楽器の修理に関し必要な事項を規定する。

2 検査

- (1) 検査は、完成検査を実施する。ただし、完成後において困難な箇所については係官の中間検査を受けるものとする。
- (2) 完成検査又は中間検査の結果不合格となった場合は、直ちに修理を実施のうえ、再検査を受けるものとする。

3 一般事項

- (1) 実施業者は、係官に「受領書」を提出し本物品の引き渡しを受けるものとする。
- (2) 実施業者は、修理実施のため本物品を隊外に搬出する場合は係官の物品持出許可書の交付を受けるものとする。
- (3) 物品交換等による発生器材については「返品書」とともに係官に引き渡すものとする。
- (4) 実施業者は、細心の注意をはらい修理を実施し、実施上不備により本物品のその他の箇所又はその他の物件等に損傷を与えた場合は、無償にて速やかに係官の支持する処置をとるものとする。
- (5) 実施業者は、楽器の修理が完了した時は、納品書（引渡書）3部を提出し納品するものとする。
- (6) 第2項第1号及び第2号に基づく検査合格後3ヶ月間を責任保障期間として補修材料及び実施上の不備に基づく事故等については無償にて係官の指示する処置をとるものとする。
- (7) 本仕様書に脱漏、誤謬等がある場合は係官の指示によるものとする。
- (8) その他不明事項に関しては、全て係官の指示を受けるものとする。

4 修理の概要

- (1) クランボン（RC #643046）
- (2) 部分バランス調整

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
けん引免許講習	仕 様 書 番 号	
	1 後支連 - 4	
	作成年月日	令和8年9月7日
	作成部隊等	第1 後方支援連隊

1 総 則

本仕様書は、けん引免許取得について規定する。

2 講習期間

8年10月19日から同年12月末日

3 教習場所

契約相手方教習所（練馬駐屯地から10Km 圏内）

4 受講者

1名

5 一般事項

本仕様書に明記なき場合及び疑義が生じた場合は分任契約担当官の指名する者の指示をうけるものとする。

6 特記事項

不明な事項については、官側担当者と調整するものとする。